

令和4年3月7日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者 議会改革特別委員会
委員長 三浦芳一

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の
提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏
面のとおり提出します。

委員会提出議案第4号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑みると、相当数の議員が隔離を余儀なくされたとしても、急を要する感染症対策議案の審議や議決が求められる事態は、現実のものとして想定しておかなければならない。

また、今後30年以内に70パーセント程度の確率で発生するとされる首都直下地震などの災害時においても、同様のことが言える。

現在、わが国の地方議会においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念が、現に議場にいることと解されているため、オンラインでの本会議運営は困難とされている。

一方、総務省は令和2年4月30日付の通知において、委員会運営については地方議会による意思決定によってオンライン化が可能との見解を発出したが、委員会運営だけでなく、本会議でもオンライン化することができなければ意思決定が完結できず、議会運営上の利点は限定的なものとなる。

よって、国においては、議場への参集が困難な場合には、本会議への出席や表決の意思表示等がオンラインによっても可能となるよう、地方自治法の規定を速やかに改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月11日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 様